○国土交通省告示第七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

一の第一の一の一―三中「（ろ）欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値」を「の用途及び地域区分ごとに掲げる数値（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）」に、「年間熱負荷及び規模補正係数は、次の⑴及び⑵に定めるところによるものとする。」を「年間熱負荷は、次の⑴に定めるところによるものとする。また、複数の用途を含む建築物の取扱いについては、⑵に定めるところによるものとする。」に改める。

一の第一の一の一―三⑴中「各室について用途」を「室用途」に改め、同イ中「暖房負荷」を「暖房期」に、「冷房負荷」を「中間期については24度と外気の温度との差とし、冷房期」に、「外気の温度と26度」を「26度と外気の温度」に改め、ただし書きを削り、同ニ中「別表第１（い）欄及び（は）欄に掲げる用途ごとに同表（に）欄に掲げる式により算出した量」を「取入外気と屋内周囲空間との温湿度の差（暖房期については22度40パーセントと外気の温湿度との差、中間期については24度50パーセントと外気の温湿度との差、冷房期については26度50パーセントと外気の温湿度との差）及び取入外気量」に改める。

一の第一の一の一―三⑵を次のとおり改める。

⑵　別表第１の用途のうち複数の用途を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計（単位　平方メートル）で除して得た数値は、用途及び地域区分ごとに別表第１の各項に掲げる数値（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）をそれぞれの屋内周囲空間の床面積で加重平均した数値以下とするものとする。

別表第一を次のとおり改める。

別表第１

	用途		地域区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
⑴	事務所等		430	430	430	450	450	450	450	590
⑵	ホテル等	客室部	560	560	560	450	450	450	500	690
		宴会場部	960	960	960	1250	1250	1250	1450	2220
⑶	病院等	病室部	790	790	790	770	770	770	790	980
		非病室部	420	420	420	430	430	430	440	670
⑷	物品販売業を営む店舗等		610	610	610	710	710	710	820	1300
⑸	学校等		390	390	390	450	450	450	500	690
⑹	飲食店等		680	680	680	810	810	810	910	1440
⑺	集会所等	図書館等	540	540	540	550	550	550	550	670
		体育館等	770	770	770	900	900	900	900	1100
		映画館等	1470	1470	1470	1500	1500	1500	1500	2100
⑻	工場等		—	—	—	—	—	—	—	—

1　「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

2　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

3　「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

4　「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

5　「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

6　「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

7　「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

8　「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

別表第２を次のように改める。

別表第２　削除

附則第６を附則第７とし、附則第５を附則第６とし、附則第４を附則第５とし、附則第３の次に次の一項を加える。

４　この告示の施行前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定に基づく届出がされた建築物に対する同第七十五条第一項後段又は同第七十五条の二第一項後段の規定に基づく変更の届出に係るこの告示の適用については、前三項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

３　この告示の施行前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定に基づく届出がされた建築物に対する同第七十五条第一項後段又は同第七十五条の二第一項後段の規定に基づく変更の届出に係るこの告示の適用については、前二項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の五第一項の規定に基づき、住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、壁等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成二十一年国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏